

東芝ブレイブルーパス東京ファンクラブ会員規約（有料会員向け）

第1条（基本定義）

1. 本規約は、東芝ブレイブルーパス東京株式会社(以下「当社」といいます。)が運営する「東芝ブレイブルーパス東京ファンクラブ(以下「本クラブ」といいます。)に関する規約であり、次項に定める会員(以下「有料会員」といいます。)による利用の一切に適用されるものとします。
2. 本規約における有料会員とは、当社及び当社が運営するラグビークラブチーム 東芝ブレイブルーパス東京の活動趣旨に賛同し、本規約の内容を承諾の上、第4条に定める所定の手続に従って本クラブへの入会申込を行い、当社が入会を承認した個人とします。当社が、本規約の他に別途定める本クラブのサービス(以下、各種の特典を含み「本サービス」といいます。)の利用規約等(以下、総称して「利用規約等」といいます。)も、その目的の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。本規約本文の定めと、利用規約等の定めとが異なる場合は、当該利用規約等の定めが優先して適用されるものとします。

第2条（本規約の内容及びサービスの変更）

当社は、本規約及び本サービスの内容を、有料会員の承諾を得ることなく随時変更することができ、有料会員は予めこれを承諾するものとします。本規約及び本サービスの内容の変更等に関する当社から有料会員に対する通知は、当社が別途定める場合を除き、当社の公式 Web ページ（以下「公式ページ」といいます。）に表示した時点から、その効力を生じるものとします。

第3条（当社からの通知）

当社は、公式ページの表示により、有料会員に対し随時必要な事項を通知します。この通知は、当社が当該通知の内容を公式ページ上に表示した時点より、効力を生じるものとします。

第4条（入会）

有料会員の入会申込は、当社が定める方法により、入会希望者がその方法に従って当社に申込を行うものとします。なお、未成年者が入会する場合、申込時点で保護者の同意を得られたものとみなします。有料会員は、当社から有料会員宛の送付物の送付先である住所地が日本国内にある方に限定します。有料会員は入会申込の時点で本規約の内容に合意しているものとみなされます。入会に際して本クラブが取得した個人情報とは当社の個人情報保護方針に従い、取り扱うものといたします。

第5条（入会の承諾及び年会費等）

入会申込者は、当社が入会申込を承認した後に、年会費を納入後、有料会員として本サービスを利用することができるものとします。有料会員は、会員種別に応じて当社が別途定める年会費を支払うものとします。有料会員は、年会費等を当社の定める方法により当社の定める時期までに支払うものとし、有料会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。当社は、理由の如何を問わず年会費等を有料会員に対して返却しないものとします。

第6条（入会の取消）

入会の承認後、有料会員が次の各号の一に該当していることが判明した場合、当社は事前に通知することにより、その有料会員登録を抹消し、当該有料会員の有料会員資格を取り消すことができるものとします。なお、入会が取り消されたときは、本規約第5条の定めにより、年会費は返却されないものとします。

(1)入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合

(2)入会申込者が実在しない場合

(3)入会申込者の承諾なくして他人が申込んだ場合

(4)入会申込者による入会申込の目的が、ダフ屋行為(入場券等の不平等な売買行為)又はショバ屋行為(座席等の不平等な占

抛行為)である、若しくは入会申込者がダフ屋行為又はショバ行為の常習者であると当社が認める場合

(5)入会申込者がいわゆる暴力団組員、構成員や関係者であると当社が認める場合

(6)過去に入会及び退会を繰り返しており、それらが不適切なものであると当社が判断した場合

(7)本クラブの年会費の決済方法として、入会申込者が指定したクレジットカードの使用が認められない等、入会申込者が指定した決済手段が無効である場合

(8)入会申込をした時点で利用料金の支払いを怠っている場合または過去に利用料金の支払いを怠ったことがある場合

(9)過去に本クラブの利用承認が取り消され、または除名処分とされている場合

(10)入会申込時において、未成年者がその保護者の同意を得ずに入会した場合

(11)本規約に違反した場合

(12)その他、有料会員として不適当であると当社が認める場合

第7条（有効期間）

有料会員資格の有効期間は、当社が入会を認めた日（入会日）から2025年9月30日までとします。

第8条（有料会員証）

当社が第5条の入会申込を承認した場合、有料会員証を発行し、これを有料会員に付与します。有料会員証は、入会申込をした本人に限り利用可能なものとします。有料会員証は、有料会員が本サービスを利用する際に必ず提示し、提示がない場合、本サービスを受けることができないことがあります。有料会員は、有料会員証の紛失、盗難等の場合、直ちに本規約第22条記載の「ファンクラブ事務局」宛に連絡するものとします。前項の有料会員証の紛失、盗難等に伴い、有料会員が有料会員証の再発行を希望する場合、別途定める再発行手数料を当該希望者が負担することにより、当社は、有料会員証を再発行いたします。

第9条（譲渡等の禁止）

有料会員資格は、入会申込をし、当社が承認した方の専属的なものであり、有料会員は、有料会員証並びに有料会員番号及び本規約に基づく有料会員としての地位を、いかなる第三者(以下「第三者」といいます。)に対しても貸与、譲渡、売買、使用承諾、名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第10条（有料会員個人情報の変更）

有料会員は、入会時に届出ている有料会員の情報に変更があった場合(住所、電話番号、電子メールアドレス等有料会員の連絡先の変更、婚姻による姓の変更等)、速やかにその内容を当社所定の方法により本規約第22条記載の「ファンクラブ事務局」宛に届け出ることとします。ただし、氏名の変更については、当社が特別に承認した場合を除き、変更できないものとします。有料会員の個人情報を変更した際に発生する郵便局への転居届けの提出や電話の転送手続き等は、有料会員個人の負担により行うものとし、その手続を行わないために当社から有料会員宛の送付物が送付されない等有料会員に発生した不利益について、当社は責任を負わないものとします。2回以上にわたり送付物が有料会員に届かない場合、当社は、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止いたします。

第11条（有料会員番号又は有料会員資格等の停止等）

1. 当社は、次の各号の一に該当する場合、当該有料会員の承諾を得ることなく、当該有料会員に対して設定・発行した有料会員番号の使用又は有料会員資格を停止する場合があります。

(1) 電話、FAX、電子メール、郵便等の手段により有料会員と連絡を取ることができない場合

(2) 有料会員番号が不正に使用されている場合、又はそのおそれがあると当社が認める場合

(3) 第4条に定める入会の取消事由に該当するおそれがあると当社が認める場合

2. その他当社が、緊急性が高いと認める場合当社が前項の措置を行うことにより当該有料会員が本サービスを利用することができず、それにより有料会員に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 12 条（退会）

1. 有料会員が退会しようとする場合、当社が定める所定の手続きを行うことにより、随時本クラブを退会することができるものとします。なお、有料会員は退会と同時に本クラブの有料会員の地位に基づく権利を失い、それを原因とする不利益が有料会員に発生しても、当社は何ら責任を負わないものとします。
2. 当社は、有料会員の死亡を知り得た時点をもって、当該有料会員から前項の手続きがあったものとして取り扱い、本クラブ事務局が所定の事務処理を完了した時点で退会手続きが完了したものとします。
3. 本条に定める手続、又は規定に従い退会となった場合、当社は、有料会員又はその相続人等に対して年会費を返却しないものとします。当社は、本クラブ及び本サービスの利用に関し、有料会員が本規約に違反した場合、当該有料会員に事前に通知することなく、退会の処分を行う場合があります。

第 13 条（自己責任）

有料会員は、本サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何等の迷惑又は損害を与えないものとします。本サービスの利用に関連して、有料会員が第三者に対して損害を与えた場合、又は有料会員と第三者の間で紛争を生じた場合、当該有料会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。有料会員は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。当社は、本クラブ及び本サービスの利用により発生した有料会員の損害一切に対し、いかなる責任をも負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。当社以外の第三者が有料会員に対して提供するサービス等の利用に関連して有料会員が損害を受けた場合、当社はいかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償義務から免れるものとします。

第 14 条（反社会的勢力の排除）

本クラブは入会申込者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指す。）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」という）に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、入会の申込を拒否することができるものとします。

また、当会有料会員が反社会的勢力等に該当していると認める場合又はその疑いが認められる場合、本クラブは、支払済みの会費を払い戻すことなく、当該有料会員の有料会員資格を取り消すことができるものとします。

第 15 条（営業活動の禁止）

有料会員は、本クラブ及び本サービスを利用して、営利を目的とした行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

第 16 条（その他の禁止事項）

有料会員は、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社または第三者の著作権、商標権等の知的所有権を侵害する行為、又はそのおそれがある行為
- (2) 第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
- (3) 第三者になりすまして本クラブに入会する行為
- (4) 他の有料会員になりすまして本サービスを利用する行為

- (5)有料会員証、有料会員番号、入会記念品、プレゼント商品等を第三者に譲渡する行為
- (6)当社又は第三者を誹謗中傷する行為
- (7)当社又は第三者に不利益を与える行為又はそのおそれがある行為
- (8)本クラブの運営を妨げるような行為
- (9)前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為
- (10)前各号の行為を第三者に行わせる行為

第 17 条（特典）

特典に関しては、当社が別途定めることとします。電子メール、送付物等が有料会員の事情により有料会員が届け出た連絡先に到達しない場合、当社は、特典に関する受付期間延長等の対応等は行わず、また、それを原因とする不利益が有料会員に発生した場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 18 条（本サービスの終了）

当社は、1 ヶ月前までに有料会員に対して告知することにより、当社の裁量で有料会員に対する本サービスの提供を終了することができます。この場合、本クラブ及び本サービスの利用により有料会員又は第三者が被った損害等に関し、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第 19 条（有料会員の個人情報）

当社は、有料会員の個人情報に関係法令および当社が別途定める「個人情報保護方針」に従って取り扱うものとし、有料会員はこれを承諾するものとします。当社は、有料会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、当社関連商品及びサービスの利用履歴等有料会員に関する情報を取得し、当該情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとします。当社は、取得した有料会員の個人情報を以下の目的で利用するものとします。

- (1)有料会員向けチケット販売、グッズ販売
- (2)有料会員向け特典(優待チケット・サービス・商品)の案内、提供、管理
- (3)有料会員向けメールマガジン等の提供
- (4)当社のサービス・商品等に関するアンケートの実施
- (5)新たなサービス・商品の開発
- (6)各種イベント、キャンペーンの案内及び各種情報の提供
- (7)当社のサービス・商品提供に関する郵便、eメール等による連絡

有料会員は、当社からの e メール・郵送等による送付を、当社への申し出により停止することができます。当社からのメール配信は、「lupus@e-get.jp」及び「@center.webcoms.jp」ドメインからの配信するものとし、有料会員は当該メールが受信できるよう設定をするものとします。

当社は取得した有料会員の個人情報を、有料会員の同意を得ないで第三者（当社が本クラブに関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しないものとします。

第 20 条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 21 条（専属的合意管轄裁判所）

当社及び有料会員は、当社と有料会員との間で本規約、本クラブ及びサービスの利用に関して訴訟の必要性が生じた場合、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 22 条（問合わせ先）

本規約についての問合せ等は、下記の宛先へ行われるものとします。

〒183-0043 東京都府中市東芝町 1 番地

東芝ブレイブルーパス東京株式会社ファンクラブ事務局

TEL: 03-6271-4704

メールアドレス: bravelupus_info@center.webcoms.jp

付則：本規約は 2024 年 9 月 1 日より実施するものとします。